## 横芝光町訪問看護ステーション運営規則の概要

(目的)

第1条 この規則は、横芝光町病院事業の設置等に関する条例第3条の2に規定する横芝光町訪問看護ステーションの職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、医療保険各法に基づく訪問看護並びに介護保険法に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営並びに利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養を行うことができるように努めなければならない。
- 2 ステーションは、事業の運営に当たって、必要なときに必要な訪問看護の提供を行うことができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは、事業の運営に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するに当たっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 名称 横芝光町訪問看護ステーション
- (2) 所在地 千葉県山武郡横芝光町宮川12100番地 東陽病院

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1人	管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるよう
		に統括する。
保健師、看護師又は准看	常勤換算2.5人以上	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
護師の資格を有する職員	(うち常勤1人以上)	
理学療法士、作業療法士	適当数を必要に応じて	訪問看護の一環としてのリハビリテーションを担当する。
又は言語聴覚士	配置する。	

(営業日及び営業時間等)

- 第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを変更することができる。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 ステーションは、常時24時間、利用者又はその家族からの電話等に対応することができる体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話 清拭、洗髪等による清潔の管理並びに食事(栄養)及び排泄等日常生活である療養上の世話及びターミナルケア
- (2) 診療の補助 褥瘡の予防及び処置並びにカテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること 家族への療養上の指導・相談及び家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 看護師等は、訪問看護提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。この場合において、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、看護師等は、しかるべき処置をしたときには、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。 (利用料等)
- 第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める基準による額又は健康保険法(大正11年法律第70号)等に規定する額の支払を利用者から受けるものとし、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割の額を受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか、次の各号に掲げる場合は、その他の利用料として、当該各号に定める東陽病院使用料及び手数料条例施行規則に規定する額の支払を利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置を施した場合 死後処置料
- (2) 事業に自動車を使用した場合 事業所から居宅までの間の自動車の使用料。ただし、次条に定める通常の事業実施地域において、介護保険法に基づく指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を実施した場合には、徴収しない。

(通常の事業を実施する地域)

- 第12条 ステーションが通常の事業を行う地域は、横芝光町とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。 (相談、苦情等の対応)
- 第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し 迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (1) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(令6規則3.追加)

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、又は業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後1箇月以内の初任研修
- (2) 年6回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。 ただし、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間保管と、診療録は5年間保管とする。

(令6規則3.旧第15条繰下)

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(令6規則3.旧第16条繰下)

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。